

スタートアップ企業積極型特許審査試行作業方案 Q&A

1. スタートアップ企業積極型特許審査とは何か（以下「スタートアップ積極審査」と略称）

回答：

智慧局が提供するスタートアップ積極審査は、スタートアップ企業のニーズに基づき設計されたもので、主な特色は、優先審査と智慧局による自発的積極型面接の実施にある。現場で詳細に拒絶理由を告知し、個別案件状況に応じて補正をアドバイスすることで、審査過程の短縮を図る。申請人がこの制度を善用して、スタートアップ企業の発展に資することを望む。

2. スタートアップ積極審査には申請費用の納付は必要か。

回答：

スタートアップ企業からの申請を奨励するため、また、スタートアップ企業の創業初期において資金は比較的少ないことを考慮し、本方案を申請する場合、申請費用は納付する必要はない。また、本方案において実施する積極型面接は審査官が職権により通知し智慧局で面接するものであるため、面接申請費用の納付も必要ない。

3. 特許出願人でない者は、当該出願案件についてスタートアップ積極審査を申請できるのか。

回答：

申請できない。適格であるスタートアップ企業の特許出願人であって初めてスタートアップ積極審査を申請することができる。

4. スタートアップ積極審査を申請できる時期はいつか。

回答：

出願人が智慧局から、まもなく実体審査に入る旨の通知を受けた後で、なおかつ最初の審査意見通知を受け取る前でなければならない。

5. 特許出願の実体審査請求と同時にスタートアップ積極審査を申請することはできるのか。

回答：

申請できない。出願人が特許出願の実体審査を請求した後、智慧局は関連手続作業を完成させて初めて当該出願案件は実体審査に入ることから、出願人は智慧局から間もなく実体審査に入る旨の通知を受けた後、初めてスタート

アップ積極審査を申請することができる。

6. 台湾の出願人が本方案を申請する場合、会社設立日の証明書類を添付する必要はあるのか。

回答：

証明書類の添付は必要ない。智慧局は商工登記公示資料照会サービスサイトをとおしてチェックすることができる。

7. 外国出願人には本方案は適用されるのか。適用される場合、会社設立日の証明書類を送付する必要はあるのか。

回答：

出願人が外国籍の場合、当該外国人の本国法に基づき設立され8年未満の事業者には本方案が適用される。前述した8年未満の計算は台湾人と同じであるが、会社設立日の証明書類を中国語の翻訳付きで提出しなければならず、上記証明書類が正本でない場合、誓約書を提出しなければならない。

8. スタートアップ企業の設立から8年未満はどのように計算するのか。

回答：

会社設立日から出願日までを計算し、出願案が優先権を主張する場合、会社設立日の計算については、出願日にかわり優先日までとする。

9. 紙書類の申請書でスタートアップ積極審査を申請できるのか。

回答：

できない。電子化政府の政策に合わせ、公文書通知時間の節約のため、智慧局はすでに完備された電子的申請環境を構築している。よって、本方案は電子申請の場合にのみ適用される。電子申請を使用していない場合、智慧局のe網通ウェブサイト→支援→電子出願の仕方を参照のこと。

10. 規定に符合した申請であれば、いずれもスタートアップ積極審査を受けることができるのか。

回答：

本方案は試行段階であることから、毎月の受理件数は6件を上限とし、電子出願システム(E-SET)が毎月1日から申請件数の計算をスタートする。受理件数が定数に達した時、電子出願システム(E-SET)は、すでに受理件数の上限に達したため出願人は次の月に申請するようにと表示する。

1 1. 出願がスタートアップ積極審査に入った場合、通知されるのか。申請案は積極型面接を経ずに特許付与される可能性はあるのか。

回答：

智慧局は申請人から本方案の申請を受理した後、審査を経て規定に符合する場合、自発的に申請から1カ月以内に申請人へ面接資料を提供するが、実際の時間は申請案件の属する技術分野に応じる。申請案件が審査を経て拒絶理由がない場合、積極型面接の実施は無益であることから、直接、登録査定書及び検索報告が発行される。

1 2. 面接資料とは何か。

回答：

面接資料とは、新規性、進歩性の検索報告及びその他の拒絶理由についての意見説明が含まれ、申請人は積極型面接に参加する際に、面接資料の内容に基づき応答説明及び補正の方向性を提出することができることで、双方が面接時に有効に共通認識を達成することができる助けとなる。

1 3. 面接資料を受け取った後、どのくらいで積極型面接が実施されるのか。

回答：

原則的に申請人が面接資料を受け取った後1カ月以内に積極型面接を実施するが、申請人が協力できない場合、智慧局は一般の特許出願により処理する旨を通知する。

1 4. 申請人は最初の積極型面接を受けた後、再度積極型面接の実施を要求することはできるのか。

回答：

面接は1回を原則とし、審査委員が必要とした場合には、例外的に再度積極型面接の実施を通知する。

1 5. 本方案の積極型面接と一般の面接の違いは何か。

回答：

本方案では、積極型面接が実施される前に申請人にあらかじめ面接資料が送付され、積極型面接の際には、一般の面接とは違い、審査官が個別案件の状況に応じて補正のアドバイスを行い、その特許ポートフォリオ展開を加速化することができる。ただし、申請人が積極型面接の後、自身の商業的考慮又は特許ポートフォリオに基づき、審査官の意見に基づく補正を行わない場合、智慧局は一般審査手続に従い審査意見書をもって通知するが、申請人の権益

を損なうものではない。注意すべきは、審査官が提供した補正アドバイスは申請人の求める特許範囲に合致しないかもしれないことから、申請人は自身の権益を保護するため自ら判断しなければならない点である。また、審査官も案件の状況により補正アドバイスを提供することができず、専利出願を取り下げて発明の内容を秘密保護にするというアドバイスをする可能性もある。

16. 先に個人で特許出願した後、スタートアップ企業を設立した場合、本方案は適用されるのか？

回答：

本方案は特許出願の出願時の出願人が少なくとも1名のスタートアップ企業を対象としていることから、個人が特許出願をした後にスタートアップ企業を設立した場合、本方案は適用されない。

17. 現在すでに出願済みの特許出願を譲渡し、被譲渡人が本方案のスタートアップ企業の条件に適合する場合、本方案は適用されるのか？

回答：

本方案を適用できるかの判断は特許出願時、及びスタートアップ企業積極型特許審査方案の申請時に出願人は少なくとも同一のスタートアップ企業1社を有さなければならない。ご質問の状況からみて、特許出願時に出願人がスタートアップ企業ではない場合、本方案は適用されない。

18. スタートアップ企業積極型特許審査方案の適用対象は産業により限定されるか？

回答：本方案はスタートアップ産業の申請を奨励するためのもので、適用対象は産業類別の制限はない。

19. スタートアップ企業積極型特許審査方案において、積極型面接を実施した後、申請人が審査官のアドバイスに基づき補正を行う場合、審査官は再度検索を行うのか？

回答：審査官は積極型面接を行う際、拒絶理由を克服する補正のアドバイスをできる限り提供し、申請人がアドバイスに基づき補正した後、再度検索を行うかどうかは、ほかに拒絶理由が新たに発見されたかどうかによる。例えば、第三者が先行技術を提供し、本局が改めて検索の必要があると認めた場合、再度検索を行い、積極型面接を実施する。他に新しい拒絶理由が見つからない場合は、速やかに登録査定となる。

20. 申請人は面接資料を受け取った後、積極型面接の前に先に補正を提出することはできるのか。

回答：できる。ただし、審査官が当該補正について十分に審査し面接時に回答する準備ができるよう、積極型面接の3日前までには補正を提出すること。

21. 方案内容の「本局は自発的に申請提出後1カ月以内に申請人へ面接資料を提供するが、案件がより複雑な場合はこの限りではない」について、「案件がより複雑な場合」とはどのようなことを指すのか。

回答：本方案でいうより複雑な案件とは、例えば、特許請求の範囲のクレーム数が40以上の場合であるが、この例に限るものではない。

22. 本方案で「スタートアップ企業が同一年度で申請できる件数の上限は5件」と規定されているが、申請案件の申請人が複数の場合、その計算方法はどのように計算するのか。

回答：本方案により多くのスタートアップ企業が参加できるよう、また、方案の効果・利益がより広く行きわたるよう、特許出願の出願人に複数のスタートアップ企業が含まれる場合、各スタートアップ企業それぞれの申請件数1件として計算される。

23. 本方案が適用される特許出願はどのくらいで審査結果がでるのか。

回答：スタートアップ企業の特許出願が本方案の審査措置をとおした場合、4カ月以内に審査結果を受け取ることができる（登録査定又は審査意見通知書を含む）。

24. 申請人は代理人に委任して積極型面接に参加しなければならないのか。

回答：特許出願の出願時には代理人に委任してはじめて本方案を申請できるが、積極型面接実施する際について、「経済部智慧財産局専利案件面接作業要点」の規定では、申請人が代理人に面接出席を委任するか否かに制限はない。但し、申請人と代理人が一緒に出席すると本方案がより順調に進行する一助となる。